

磐梯町地域再生可能エネルギー導入計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、磐梯町の地球温暖化対策実行計画「事務事業編」の改定と「区域施策編」の策定とを見据えて、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくりを委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務の名称

磐梯町地域再生可能エネルギー導入計画策定業務委託

(2) 業務の内容

別添「磐梯町地域再生可能エネルギー導入計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

(4) 委託上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 受託者の選定方法

本業務委託は、公募型プロポーザル方式により、提案内容及び見積額等による総合評価とし、受託候補者を決定するものとする。

なお、受託候補者の選定については、別に定める磐梯町地域再生可能エネルギー導入計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会が行うものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
なお、参加資格条件を満たしていることが確認できる資料の提出を町が求める場合がある。

- (1) これまでに地域再生可能エネルギー導入計画策定業務と同等の実績があるか、又は当該業務及び地域特性に専門的な知見を有していること。
- (2) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 町が発注する工事等の競争入札の参加停止期間中でないこと。または競争入札の参加を停止された場合においては、その停止の期間を経過していること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団と関係を持つ者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役もしくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 参加申込の方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を作成し提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第1号）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時まで ※期限厳守

(4) 提出方法

磐梯町役場町民課（1階）に直接持参又は郵送で提出とする。

ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先

磐梯町役場町民課生活環境係あて

〒969-3392

福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855番地

6 実施要領、仕様書等に関する質問及び回答

本プロポーザルにおける質問及びその回答について次のとおり行うため、質問がある場合は、質問書（様式第2号）に必要事項を記載のうえ提出すること。

(1) 提出期限

令和6年7月11日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

町民課生活環境係宛てに電子メールで提出すること。（電話、ファックス、来庁による質問は不可）

メールアドレス：bandai-seikatukanky@town.bandai.fukushima.jp

件名：磐梯町地域再生可能エネルギー導入計画策定業務委託公募型質問書提出
(事業者名)

(3) 回答方法

受け付けた質問書に対する回答は、質問回答書により、参加を希望する事業者に対し、令和6年7月17日(水)までに回答する。

7 企画提案書等の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり業務提案書等を作成し提出すること。

なお、提出期限以降の業務提案書等の再提出及び差替え等は認めない。また、審査終了後に提出書類の返却は行わない。

(1) 提出期間

令和6年7月8日(月)から7月19日(金)までの午前9時から午後5時までとする。

※提出期間内に提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提出書類

提出書類	留意事項
提案書(様式第3号)	社長、営業所長等の代表者印を押印する。
業務経歴書(様式第4号)	過去概ね3年以内の国、県、市等における類似業務実績を記入する。
業務工程表(様式任意)	履行期間中における業務のスケジュールについて作成する。
提案価格見積書(様式任意)	数量、単価等積算根拠を明らかにしたものを添付すること。
会社概要(様式任意)	パンフレット等
その他(本業務の提案内容等) (様式任意)	提案の内容は任意様式とし、次の項目に沿って作成する。 ① 基礎情報の調査手法 ② 温室効果ガス排出量の将来推計手法 ③ 施策立案の手法 ④ 計画の進捗管理手法 ⑤ 庁内会議等の運営手法 ⑥ その他(自由提案) ※仕様書外の業務内容(任意)

※書類は原則としてA4版とする。

(3) 提出部数

正本1部、電子媒体1部

(4) 提出方法

持参または郵送による。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にて PDF 形式にしたデータを提出すること。

※封筒には「地域脱炭支援業務プロポーザル企画書 在中」と朱書き記入。

(5) 提出先

磐梯町役場町民課生活環境係あて

〒963-3392

福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1 8 5 5 番地

メールアドレス：bandai-seikatukankyou@town.bandai.fukushima.jp

8 プロポーザルの途中辞退

本プロポーザルはいつでも参加を辞退することができ、参加辞退届（様式第 5 号）を提出することにより行うものとする。

9 審査

業務提案書等の審査については、下記のとおり行う。

(1) 審査の概要

提出された業務提案書等について、別に定める評価基準に従い、書類およびプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、応募事業者が 5 者以上の場合は書類による 1 次審査を実施する場合がある。1 次審査を実施する場合は、応募事業者に別途通知を行う。審査の結果、選定委員の合計点数で最も高い応募事業者を受託候補者とし、次に高い応募事業者を次点者とする。なお、選定委員会での説明および選定委員からの質問に対する回答の内容も業務提案に含むものとする。

(2) 評価項目

審査項目		審査基準	配点
1	業務概要	・本業務の趣旨について、国、県及び町の地球温暖化対策の取組や目的について、理解をしているか。	10
2	業務実施体制 人員	・業務遂行に十分な体制が構築され、必要な知識や実績を持つ人員が配置されているか ・事業者の財務状況の健全性	15
3	全体業務計画	・実現可能なスケジュールであり、かつ柔軟な調整が可能なものであるか。	15
4	基礎情報調査	・磐梯町の地域特性や課題について理解しているか ・的確な情報の収集および分析手法を提案しているか ・アンケート調査の実施、分析手法が具体的に示されているか ・再生可能エネルギーの現状分析を正確に行うための手法が具体的に示されているか	5
5	温室効果ガス排出量推計	・将来の温室効果ガス排出量推計及び目標設定について、本町の特徴を捉え、適切で具体的な手法を提案しているか	5
6	施策及び取組の立案	・施策及び取組の立案手法が具体的かつ効果的な提案であるか	15
7	推進体制および計画策定後の事業推進、進捗管理方法	・本業務を主体的にリードし、進捗を管理することができるか、また、計画策定後の事業推進、進捗管理について、本町が効果的・効率的に進めることのできるものであり、かつ本町職員による運用が可能な提案であるか	10
8	会議運営支援	・計画策定までの審議会等の協議体制や手法について、具体的な提案があるか ・会議の効果的かつ効率的な運営支援方法が提案されているか	10
9	仕様書以外の提案	・仕様書に記載のない事項で、効果的な提案がされているか	5
10	提案金額	・見積書は適正に算定されていて妥当か	10

(3) 業務提案審査（プレゼンテーションによる審査）

① 日時及び場所

令和6年7月25日（木） 午後1時から

場所：磐梯町役場 大会議室

② 審査の方法

1 事業者につき 30 分程度を予定。

(プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)

参加者は 1 事業者につき 3 名までとする。

③ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、運営責任者及び担当者等で行うものとし、会場に入場できるのは 3 名までとする。なお、当日受付にて参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯すること。

④ その他

プレゼンテーションに際して必要な機器のうち、プロジェクタ、接続ケーブル及びスクリーンは当町が用意する。パソコン等の端末機器は、提案者で用意すること。

1.0 受託候補者の選定

(1) 提出された業務提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

(2) 受託候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から受託候補者を選定する。提案者が 1 者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点（6 割）以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定はしない。

1.1 審査結果の通知

審査結果は、業務提案書等を提出したすべての事業者に対して通知する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。また、審査結果については磐梯町ホームページに掲載し公表するものとする。

1.2 契約に関する事項

本業務提案の契約については次により行うものとする。

(1) 契約については、受託候補者を相手方とし、仕様書と提案内容に基づく協議調整を行い、詳細な仕様を定め、随意契約を締結する。

(2) 受託候補者が契約を締結しない場合は、次点者から順次点数の高い順番で交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

1 3 失格事項

当該容量の規定に反するもの、審査にかかわる不正行為を行ったもの、複数の応募書類等を提出したもの及び次の事項に該当する応募書類等を提出したものは失格とする。

- (1) 応募書類等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 応募書類等の作成様式及び記入要項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 応募書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 応募書類等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

1 4 その他留意事項

- (1) 業務の詳細については、別に定める仕様書等を確認のこと。
- (2) 本業務委託にかかる契約について、契約を締結することが不相当と認められる事情が生じた場合は、契約を締結しない場合又は解除する場合があること。その場合、町はそれに伴って生じる費用の一切を負担しない。
- (3) 応募にかかる経費は応募事業者の負担とし、町はその一切を負担しない。
- (4) 応募事業者から実施要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は選定結果の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を使用できるものとする。
- (5) 町が受領した書類については、理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- (6) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため公表することがある。
- (7) 町が提示する資料及び回答書等は、本実施要領等と一体のものとし、同等の効力を要するものとする。

1 5 公募から事業者選定までのスケジュール（予定）

内容	日程・期間等
公募の開始	令和6年7月8日（月）
参加申込受付	令和6年7月8日（月）から令和6年7月12日（金）まで 時間：午前9時から午後5時まで
質問受付	令和6年7月8日（月）から令和6年7月11日（木）まで 時間：午前9時から午後5時まで
質問回答日	令和6年7月17日（水）
業務提案書等提出	令和6年7月8日（月）から令和6年7月19日（金）まで 時間：午前9時から午後5時まで
業務提案審査日	令和6年7月25日（木） 午後1時から 場所：磐梯町役場 大会議室
事業者選定委員会	令和6年7月25日（木）（上記審査終了後）
審査結果の通知	令和6年7月26日（金）まで

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

1 6 本件に関する問合せ先

名称	磐梯町役場町民課生活環境係
所在地	〒969-3392 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855番地
電話・FAX	電話：0242-74-1215 FAX：0242-73-2115
電子メール	bandai-seikatukanky@town.bandai.fukushima.jp